

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (平成30年11月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 平成30年11月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,311万人であり、前年同月に比べて、10万人（0.2%）増加している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険(第1号)	2,305,383	39,929,221	24,783,146	15,146,075	312,900
船員以外	2,301,047	39,876,282	24,730,207	15,146,075	312,780
一般男子	・	24,729,663	24,729,663	・	355,036
女子	・	15,146,075	・	15,146,075	243,786
坑内員	・	544	544	・	354,257
(再掲)短時間労働者	34,576	427,830	123,202	304,628	144,094
船員	4,336	52,939	52,939	・	403,401
国民年金	・	23,179,174	7,700,328	15,478,846	・
第1号	・	14,450,074	7,520,487	6,929,587	・
任意加入	・	192,607	68,836	123,771	・
第3号	・	8,536,493	111,005	8,425,488	・
合計	・	63,108,395	32,483,474	30,624,921	・

注. 厚生年金保険(第1号)の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 平成30年11月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,489万人であり、前年同月に比べて、18万人（0.4%）増加している。

注. 厚生年金保険(第1号)の受給(権)者とは、厚生年金保険受給(権)者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号)計	35,278,793	15,361,363	13,953,335	433,788	5,506,996	23,311
旧共済組合を除く	34,879,552	15,123,140	13,881,248	430,813	5,421,627	22,724
旧法	1,085,009	397,007	310,980	34,905	319,873	22,244
新法	33,770,903	14,717,163	13,568,878	394,791	5,090,071	・
(再掲)基礎あり	25,318,077	13,281,694	11,698,249	268,703	69,431	・
基礎または定額あり	25,327,162	13,442,696	11,884,466	・	・	・
基礎繰上げあり	1,952,805	549,339	1,403,466	・	・	・
基礎繰上げなし	23,374,357	12,893,357	10,481,000	・	・	・
基礎及び定額なし	2,958,879	1,274,467	1,684,412	・	・	・
船員保険(旧法)	23,640	8,970	1,390	1,117	11,683	480
旧共済組合計	399,241	238,223	72,087	2,975	85,369	587
旧法	118,515	87,732	2,925	1,201	26,070	587
新法	280,726	150,491	69,162	1,774	59,299	・
(再掲)基礎あり	216,139	149,145	65,501	1,481	12	・
国民年金計	35,142,837	32,164,852	937,852	1,947,640	92,493	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	8,136,596	5,984,847	517,838	1,602,268	31,643	・
旧法抛出处	1,043,332	571,598	417,360	44,676	9,698	・
新法基礎年金	34,099,505	31,593,254	520,492	1,902,964	82,795	・
(再掲)基礎のみ	8,137,709	6,407,604	101,216	1,600,459	28,430	・
(再掲)基礎のみ共済なし	7,093,264	5,413,249	100,478	1,557,592	21,945	・
福祉年金	83	83	・	・	・	・
合計	44,887,497	34,095,459	3,127,437	2,111,244	5,530,046	23,311

1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金(第1号)のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

○ 平成30年11月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆3千億円であり、前年同月に比べて、4千億円（0.8%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,754,983	17,499,336	2,471,814	305,624	5,471,942	6,266
旧共済組合を除く	25,272,722	17,135,845	2,455,050	302,781	5,372,920	6,126
旧法	1,139,790	645,038	116,945	40,932	330,873	6,001
新法	24,085,029	16,464,858	2,337,626	259,488	5,023,056	.
（別掲）基礎年金	17,198,473	9,342,105	7,559,940	229,032	67,396	.
船員保険（旧法）	47,903	25,948	478	2,361	18,991	125
旧共済組合計	482,261	363,492	16,764	2,843	99,022	140
旧法	222,294	188,488	1,392	1,743	30,531	140
新法	259,966	175,004	15,372	1,100	68,491	.
（別掲）基礎年金	160,091	110,889	47,964	1,225	12	.
国民年金計	23,505,594	21,513,779	214,444	1,685,371	92,000	.
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	5,157,497	3,620,076	117,835	1,392,606	26,980	.
旧法抛出处	420,030	281,161	95,268	39,195	4,406	.
新法基礎年金	23,085,563	21,232,618	119,176	1,646,175	87,594	.
（再掲）基礎のみ	5,507,545	4,065,352	22,747	1,389,808	29,638	.
（再掲）基礎のみ共済なし	4,737,467	3,338,915	22,567	1,353,411	22,574	.
福祉年金	33	33
合計	49,260,610	39,013,148	2,686,258	1,990,995	5,563,942	6,266

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

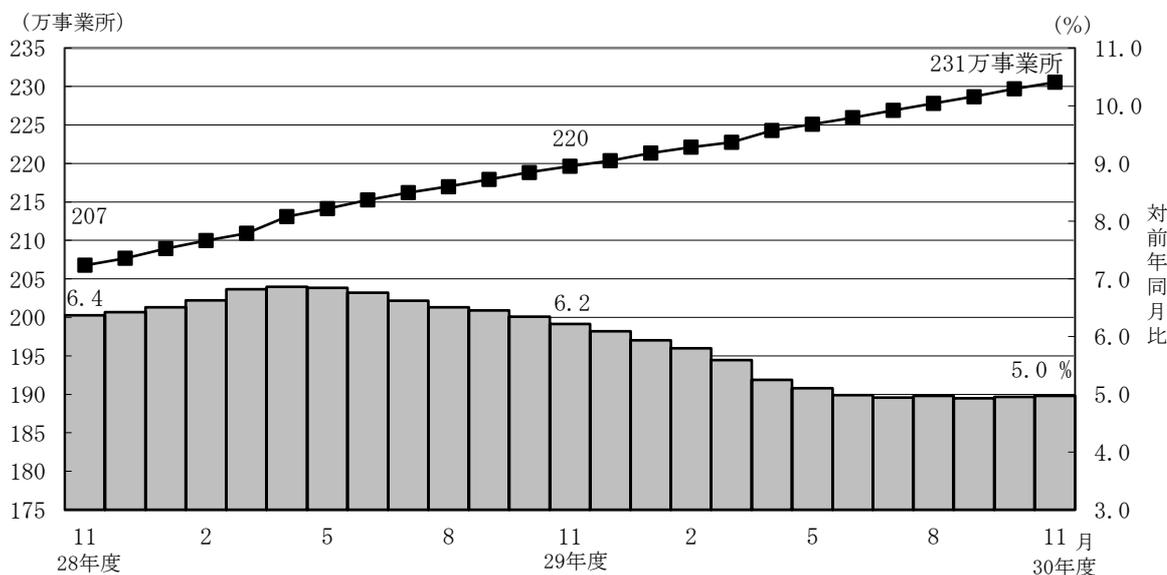
- 年金総額には一部停止額を含む。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

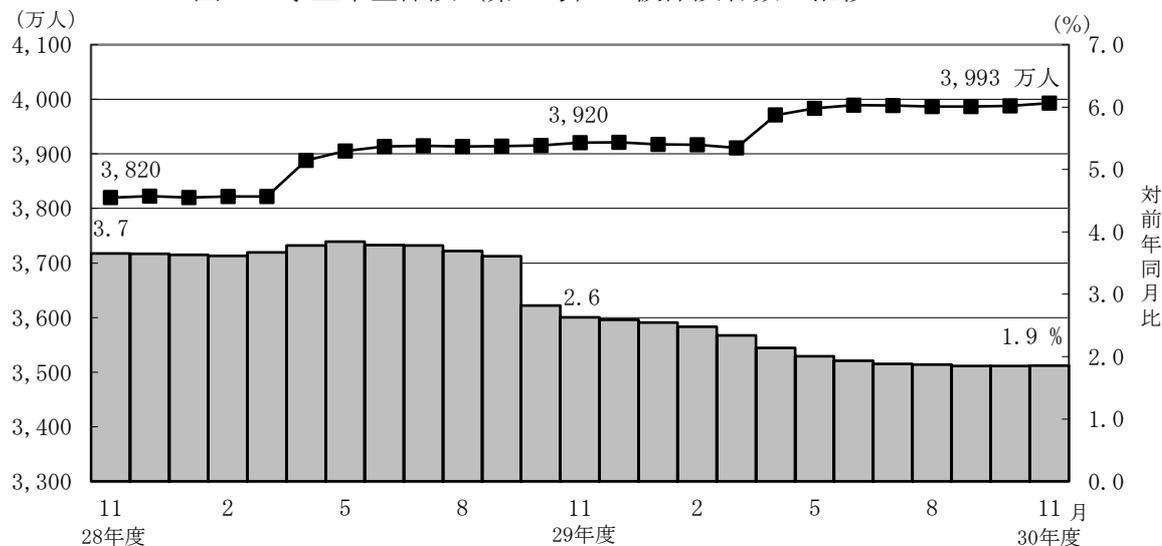
○ 平成30年11月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は231万事業所であり、前年同月に比べて11万事業所（5.0%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



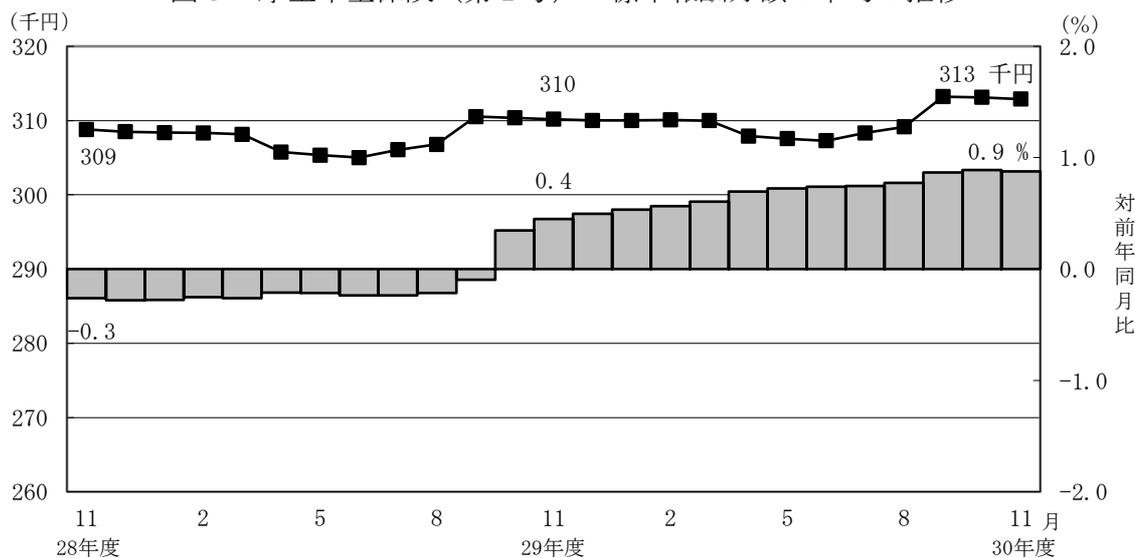
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は3,993万人となっており、前年同月に比べて73万人（1.9%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,473万人（対前年同月比30万人、1.2%増）、女子が1,515万人（対前年同月比43万人、2.9%増）、坑内員が5百人（対前年同月比27人、4.7%減）、船員が5万人（対前年同月比3百人、0.6%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、31万2,900円となっており前年同月に比べて0.9%増加している。内訳をみると、一般男子は35万5,036円（対前年同月比0.9%増）、女子は24万3,786円（対前年同月比1.4%増）、坑内員は35万4,257円（対前年同月比2.3%増）、船員が40万3,401円（対前年同月比0.0%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

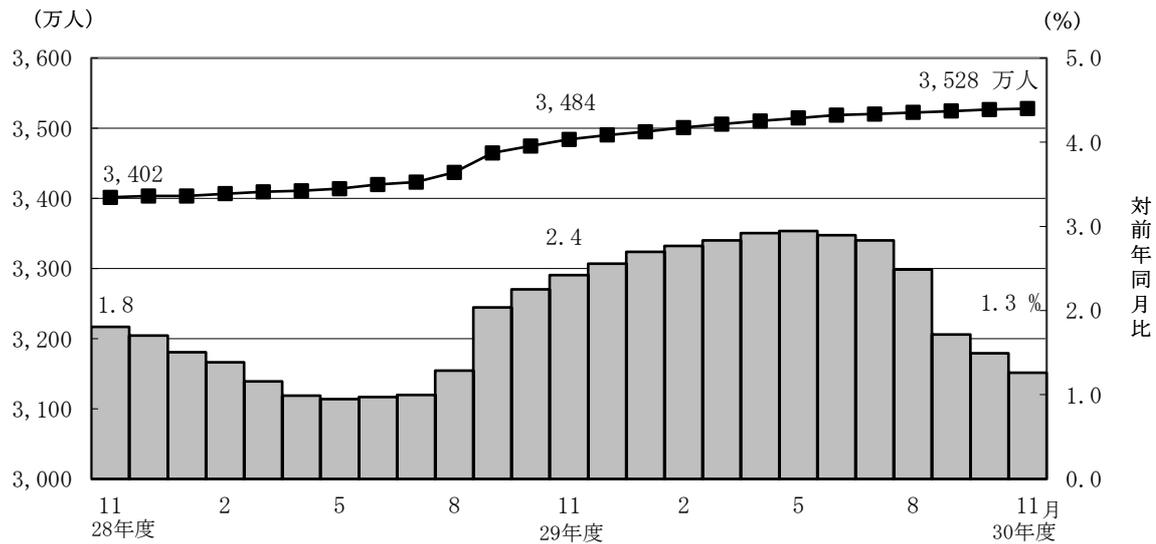


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は4万事業所、賞与支給被保険者数は62万人、標準賞与額の平均は33万5,719円となっている。

(2) 給付状況

- 平成30年11月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,528万人（旧法厚年分109万人、新法厚年分3,377万人、旧法船保分2万人、旧共済分40万人）で、前年同月に比べて44万人（1.3%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,931万人（旧法厚年分71万人、新法厚年分2,829万人、旧法船保分1万人、旧共済分31万人）で、前年同月に比べて36万人（1.2%）増加している。
- 障害給付の受給者数は43万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分39万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて9千人（2.2%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は553万人（旧法厚年分34万人、新法厚年分509万人、旧法船保分1万人、旧共済分9万人）で、前年同月に比べて7万人（1.4%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移



- 平成30年11月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万6,213円となっている。

- 平成30年11月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は25万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付									
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
平成 30年	6月	52,210	32,090	20,120	32,224,797	27,994,044	4,230,753	51,435	72,697	17,523
	7月	52,402	32,219	20,183	32,181,651	27,961,098	4,220,553	51,178	72,320	17,426
	8月	51,197	31,554	19,643	31,886,758	27,818,493	4,068,265	51,902	73,468	17,259
	9月	49,143	30,634	18,509	31,043,230	27,229,020	3,814,211	52,641	74,071	17,173
	10月	45,198	27,860	17,338	28,222,947	24,713,244	3,509,702	52,036	73,921	16,869
	11月	42,642	26,223	16,419	26,457,125	23,168,869	3,288,255	51,704	73,628	16,689

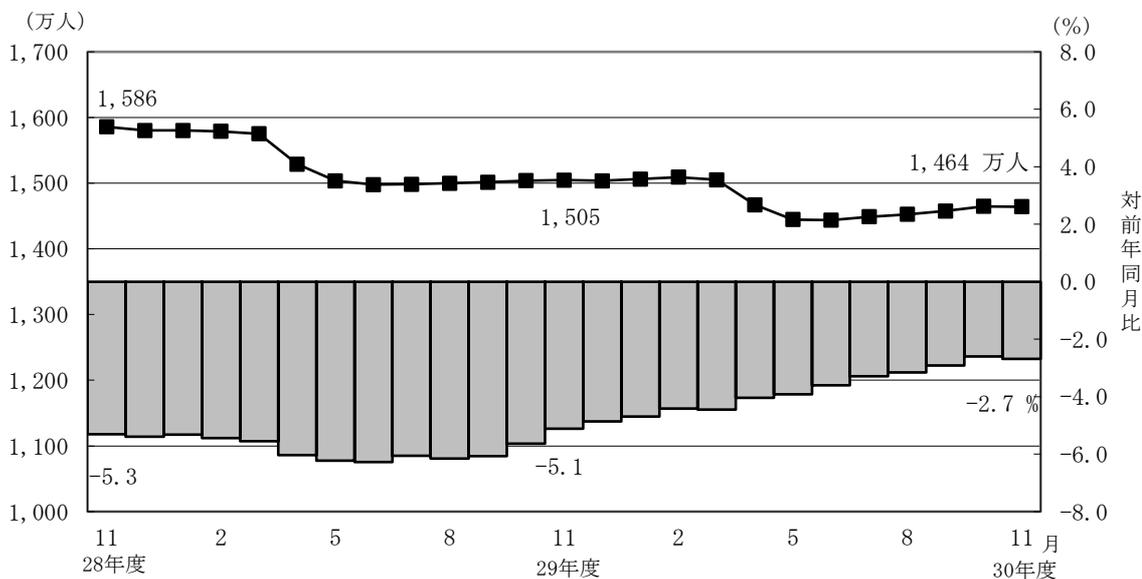
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付									
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
平成 30年	6月	244,306	233,985	10,321	31,885,954	30,911,019	974,935	10,876	11,009	7,872
	7月	248,487	237,955	10,532	32,490,262	31,489,044	1,001,218	10,896	11,028	7,922
	8月	250,637	239,967	10,670	32,765,144	31,747,607	1,017,537	10,894	11,025	7,947
	9月	247,687	237,470	10,217	32,644,353	31,662,466	981,887	10,983	11,111	8,009
	10月	247,816	237,654	10,162	32,643,624	31,681,452	962,172	10,977	11,109	7,890
	11月	249,396	239,276	10,120	32,833,390	31,881,749	951,640	10,971	11,104	7,836

3. 国民年金

(1) 適用状況

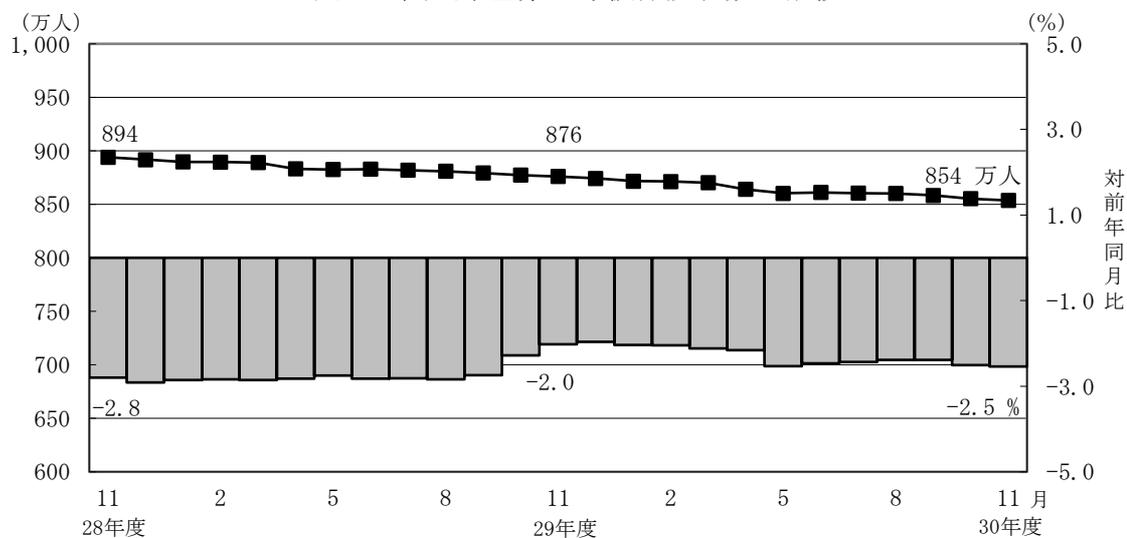
- 平成30年11月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,464万人となっており、前年同月に比べて40万人（2.7%）減少している。内訳をみると、男子は759万人（対前年同月比19万人、2.4%減）、女子は705万人（対前年同月比22万人、3.0%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は854万人となっており、前年同月に比べて22万人（2.5%）減少している。内訳をみると、男子は11万人（対前年同月比1千人、1.2%増）、女子は843万人（対前年同月比22万人、2.6%減）となっている。

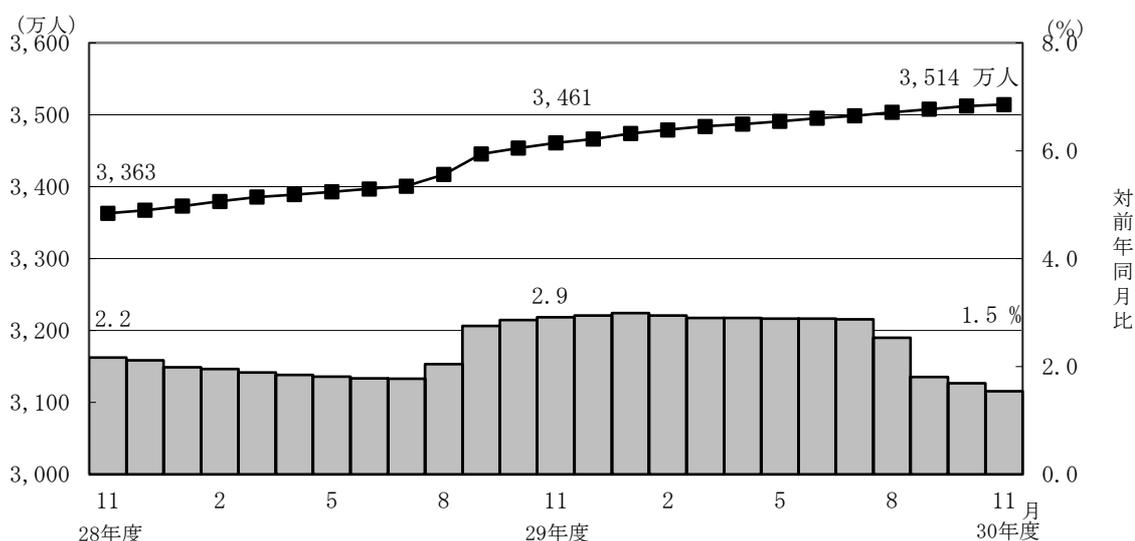
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 平成30年11月末の国民年金受給者数は3,514万人（旧法拠出制104万人、基礎年金3,410万人）で、前年同月に比べて53万人（1.5%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,310万人（旧法拠出制99万人、基礎年金3,211万人）で、前年同月に比べて50万人（1.5%）増加している。
- 障害給付の受給者数は195万人（旧法拠出制4万人、基礎年金190万人）で、前年同月に比べて3万人（1.8%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制1万人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて2千人（2.2%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、平成30年11月末で5万5,738円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万3,562円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、11月は新規裁定者1万2千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は6.3%である。なお、平成29年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.1%となっている。